

## 4. 小学校・中学校等における特別支援教育

2007年（平成19年）の文部科学省初等中等教育局長通知（19文科初第125号）によって、幼稚園、高等学校等を含む、すべての学校において特別支援教育を実施することになりました。各学校では、特別支援学級や通級による指導における特別な指導の充実とともに、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名等、校内における特別支援教育体制整備を行ってきました。ここでは、小学校・中学校等（以下、小・中学校等）における特別支援教育の現状を概説します。

### （1）小・中学校等における特別支援教育の推進

特別支援教育とは、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」とされています。小・中学校のみならず高等学校や幼稚園等においても、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な対応を行っていくために、特別支援教育を推進していく必要があります。

2006年（平成18年）6月に学校教育法が改正され、第81条第1項に「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」と規定され、小・中学校等においても、在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等への適切な教育を行うことが明示されました。なお、この規定は2007年（平成19年）の学校教育法の一部改正で、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」とされました。

小・中学校等における特別支援教育の推進において、重要な点をまとめると以下のようになります。

#### ① 小・中学校学習指導要領の改訂

2008年（平成20年）1月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及

び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」では、特別支援教育に関する幼稚園、小・中・高等学校等の教育課程について、「学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備」、「個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成などによる一人一人の実態に応じた指導の充実」、「交流及び共同学習や障害のある子どもの理解と認識を深めるための指導の充実」等が提言されています。

文部科学省では、この答申を受け、学習指導要領の改訂作業を進め、2008年（平成20年）3月に新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が公示されました。この小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、いずれも総則の指導計画の作成等に当たっての配慮事項として、「障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に特別支援学級や通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと（小学校学習指導要領第1章総則第4の2の(7)、中学校学習指導要領第1章総則第4の2の(8)）」が規定されています。

また、「特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、障害のある児童（生徒）との交流及び共同学習の機会を設けること（小学校学習指導要領第1章総則第4の2の(12)、中学校学習指導要領第1章総則第4の2の(14)）」と規定されています。

新しい学習指導要領の内容のうち、可能なものについてはできる限り先行して実施に移すために、2008年（平成20年）6月には小学校と中学校についての移行措置が公示され、上記の特別支援教育に関連する総則の規定は2009年（平成21年）4月から実施されました。また、小学校では2011年（平成23年）4月から、中学校では2012年（平成24年）4月から、それぞれ全面実施されました。

## ② 発達障害のある子供への対応

2004年（平成16年）12月10日、「発達障害者支援法」（法律第167号）が制定されました。この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達支援障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

中央教育審議会では「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）において、通常の学級に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援を行うための小・中学校の体制整備の在り方について提言しました。

これを受けて、文部科学省は、「小・中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を 2004 年（平成 16 年）1 月に公表しました。また、2003 年度（平成 15 年度）から、全都道府県教育委員会に対する委嘱事業を通じて、特別支援教育推進協議会、校内委員会、専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの養成、巡回相談の実施などを内容とする教育委員会や小・中学校における特別支援教育の推進体制の整備を行ってきました。この事業は、2005 年度（平成 17 年度）からは高等学校や幼稚園も対象とした「特別支援教育体制推進事業」とし、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協同して実施され、2007 年度（平成 19 年度）からは、新たに教員養成大学等の学生を学生支援員として活用する取組が行われてきました。

2008 年度（平成 20 年度）からは、この「特別支援教育体制推進事業」の後継事業として、発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のため、医師や大学教員等の外部専門家による巡回指導、各種教員研修、厚生労働省との連携による一貫した支援を行うグランドモデル地域の指定などを実施することにより、特別支援教育を総合的に推進する「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」が、すべての都道府県に委嘱して実施されました。

さらに、2008 年度（平成 20 年度）には、発達障害のある子供の教育の推進・充実に向けて、発達障害にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援を図り、さらに広く国民の理解を得るために Web サイト等による情報提供や理解啓発、調査研究活動等を行う「発達障害教育情報センター（[図 I-4-1](http://icedd.nise.go.jp/)）」（<http://icedd.nise.go.jp/>）が独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に設けられました。この「発達障害教育情報センター」は、厚生労働省（国立障害者リハビリテーションセンター内設置）の「発達障害情報センター（<http://www.rehab.go.jp/ddis/index.html>）」と連携してこれらの事業の実施に取り組んでいます。

文部科学省では 2007 年度（平成 19 年度）から、発達障害者の早期発見・早期支援について実践的に研究する「発達障害早期総合モデル支援事業」を行いました。2014 年度（平成 26 年度）からは、発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援の研究事業や発達障害に関する教職員育成プログラムを実施する「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業」（[図 I-4-2](#)）を実施しています。

また、高等学校における発達障害のある生徒に対しては、2007 年度（平成 19 年度）から、具体的な支援の在り方についてモデル的な研究を行う「高等学校における発達障害モデル事業」を実施しました。2014 年度（平成 26 年度）からは、「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」を実施し、その中で、高等学校における「特別の教育課程」の編成についての研究も実施しています。

このほか、2007 年度（平成 19 年度）から小・中学校に在学する発達障害を含めた障害のある児童生徒等に対する支援を実施する「特別支援教育支援員」を配置するための

地方財政措置が行われています。2009年度（平成21年度）からは幼稚園に、2011年度（平成23年度）からは高等学校に配置するための措置が行われています。2014年度（平成26年度）には、幼稚園に5,300人相当、小・中学校約40,500人相当、高等学校に約500人相当の経費が措置されました。

発達障害の児童生徒に対しては、個別的・弾力的な指導及び支援が重要であるため、通常の学級における教員の適切な配慮、ティーム・ティーチングの活用、個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等とともに、必要に応じて特別の場における指導及び支援を受けられる体制を整備していく必要があります。

### ③ 個別の指導計画と個別の教育支援計画

前記①にも示したとおり、今回の小学校、中学校学習指導要領の改訂により、障害のある児童（生徒）の指導に当たっては、特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、いわゆる「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととされています。この学習指導要領の規定も踏まえ、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成するなどして、指導に当たることが求められています。

なお、「個別の教育支援計画」については、政府により、2007年（平成19年）12月に策定された「重点施策実施5か年計画（後期5か年計画）」において、数値目標・達成期間として、小・中学校の「個別の教育支援計画」の策定率を2006年（平成18年）の20%から2012年（平成24年）には50%とすることが示されています。

また、2013年（平成25年）9月に策定された「第3次障害者基本計画」においては、幼稚園、小・中学校、高等学校の「個別の教育支援計画」の策定率を、2012年度（平成24年度）の76.2%から2017年度（平成29年度）には80%以上とすることが目標とされました。

### ④ 交流及び共同学習の推進

2004年（平成16年）の障害者基本法の一部改正により、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないことが規定されました（2011年：平成23年の一部改正において、「障害者である児童生徒と障害者でない児童生徒との交流及び共同学習」と規定されました）。小・中学校等においては、これまでも「交流教育」の取組が行われてきましたが、新学習指導要領の規定も踏まえ、「交流及び共同学習」としてより一層の充実を図っていく必要があります。

### ⑤ 学校全体としての取組の推進

小・中学校における障害のある児童生徒の教育は、これまでは、主として特別支援学級

及び通級による指導によって行われてきました。今後は、新学習指導要領の規定も踏まえ特別支援学級及び通級による指導の担当教員だけではなく、学校全体の課題として取り組んでいく必要があります。

なお、文部科学省が実施した 2013 年度（平成 25 年度）特別支援教育体制整備状況調査の結果によると、学校全体としての取組の中心となる「校内委員会の設置」や「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制は、小・中学校ではほぼ整備されていますが、幼稚園・高等学校では体制整備に遅れがみられます。また、公立高等学校では体制整備は進んでいるものの、地域による差が大きいなどの課題があり、今後、幼稚園・高等学校の体制整備に積極的に取り組んでいく必要があります。

#### ⑥ 関係機関との連携の推進

今後、新学習指導要領の規定も踏まえ、特別支援学校をはじめとする関係機関との連携協力を、積極的に推進していく必要があります。また、通常の学級も含め、小・中学校等の教育活動全体において特別支援教育の推進が図られるように、教育委員会や学校における特別支援教育の推進体制の整備を行っていく必要があります。さらに、教員、児童生徒、保護者への研修や広報活動等を通じた普及啓発にも積極的に取り組む必要があります。

## （２） 特別支援学級、通級における指導の仕組み

小・中学校における障害のある児童生徒への指導及び支援は、主に特別支援学級及び通級による指導によって行われることとなります。ここでは、特別支援学級及び通級による指導の仕組み等について述べます。

### ① 特別支援学級における指導

#### ア 特別支援学級の法的な位置付け

特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象とする学級であり、2006 年（平成 18 年）の学校教育法の改正で「特殊学級」から名称が改められました。学校教育法第 81 条第 2 項には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができると規定し、その対象として知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なものとしています。その他としては、これまで言語障害、自閉症・情緒障害の特別支援学級が設けられています。

#### イ 特別支援学級の教育課程

特別支援学級の教育課程は、学校教育法施行規則第 138 条において、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

この規定により、特別支援学級において特別な教育課程を編成して教育を行う場合であっても、特別支援学級は小・中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的・目標を達成するものである必要があります。そして、特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の障害の状態等に応じて、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要があります。

#### ウ 教科用図書

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合に、文部科学省検定済教科書及び著作教科書を使用することが適当でない場合には、特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとされています（学校教育法附則第 9 条及び学校教育法施行規則第 139 条）。

#### エ 教職員間の連携

小学校及び中学校の学習指導要領では、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」（小学校学習指導要領第 1 章総則第 4 の 2 の(7)、中学校学習指導要領第 1 章総則第 4 の 2 の(8)）と規定しており、障害のある児童生徒への効果的な指導を行うために、積極的に教職員間の連携を図る必要があります。

#### オ 交流及び共同学習の促進と担当教員の活用

2005 年（平成 17 年）12 月の中央教育審議会答申では、「障害者基本法において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進める旨が規定されたことも踏まえ、特殊学級を担当する教員と通常の学級を担当する教員の連携の下で、特殊学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会が適切に設けられることを一層促進するとともに、その際の教育内容の充実に努めるべきである。」としています。これまでも、交流教育の取組が実施されてきましたが、学習指導要領の規定も踏まえ、「交流及び共同学習」として、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会を、より一層積極的に設定していく必要があります。

また、「小・中学校において障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるようにするため、特殊学級を担当する教員の一層

の活用を進めることが必要である。」としています。すなわち、特別支援学級の担当教員には、通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒への指導及び支援も含め、これまで以上に、特別支援教育に関する重要な役割を担うことが期待されています。

## ② 通級による指導

### ア 通級による指導の制度化の経緯

1992年（平成4年）3月に、文部省の「通級学級に関する調査研究協力者会議」は、「通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）」を取りまとめ、通級による指導の制度化に関する提言を行いました。これを受けて、1993年（平成5年）1月に、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」と「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）が告示され、同年4月から施行されました。この時点での通級による指導の対象は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴とその他とされており、その他としては、肢体不自由と病弱・身体虚弱が想定されていました。

その後、2005年（平成17年）12月の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（中央教育審議会）で、「通級による指導については、指導時間数及び対象となる障害が限定されており、特別支援教育を推進する観点から、より弾力的な対応ができるようにする必要がある」と提言されました。

これを受け、2006年（平成18年）3月に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、これまでの情緒障害を自閉症と情緒障害に区分するとともに、新たに学習障害（LD）と注意欠陥／多動性障害（ADHD）が対象とされました。また、指導時間数についても下記イに示すように弾力化されました。

### イ 通級による指導に関する法的な位置付け

通級による指導とは、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態です（学校教育法施行規則第140条及び第141条）。

特別の指導については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、自立活動の内容を取り入れるなどして、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定めて指導を行うこととなります。また、特に必要がある場合には、これに加えて、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を行うことができます（文部科学省告示第54号、平成18年3月）。

通級による指導の時間数については、自立活動及び教科指導の補充を併せて、年間35単位時間（週1単位時間）から年間280単位時間（週8単位時間）までが標準として示

されています。また、LD 及び ADHD の児童生徒の指導時間数については、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合もあることから、年間 10 単位時間（月 1 単位時間）から年間 280 単位時間までが標準として示されています。

通級による指導の対象となるのは、学校教育法施行規則第 140 条の各号のいずれかに該当する児童生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く）であり、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者（LD）、注意欠陥／多動性障害者（ADHD）、その他障害のある者で特別の教育課程による教育を行うことが適当なものとされています。

#### ウ 通級による指導の教育課程

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条の規定にかかわらず特別の教育課程によることができ、上記の特別の指導を、小学校、中学校の教育課程に加え又はその一部に替えることができるとされています（学校教育法施行規則第 140 条、平成 5 年文部省告示第 7 号）。

#### エ 他校で指導を受ける場合

児童生徒が在籍校以外の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部、中学部において特別の指導を受ける場合には、児童生徒の在籍校の校長は、他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができます（学校教育法施行規則第 141 条）。児童生徒が他校で指導を受ける場合には、児童生徒の在籍校の校長は、特別の指導を行う学校の校長と十分協議して、教育課程を編成する必要があります。

#### オ 教職員間の連携

通級による指導においても、特別支援学級と同様に障害のある児童生徒への効果的な指導を行うために、積極的に教職員間の連携を図る必要があります。

### ③ 院内学級

「院内学級」は、正式に定義された用語ではありませんが、一般的には、入院中の児童生徒に対して教育を行うために、病院内に設置された小・中学校の特別支援学級や特別支援学校の学級のことをいいます。

入院中の児童生徒に対しては、病院内で行われる教育と、病院と渡り廊下等で接続されている特別支援学校で行われる教育とがあります。病院内で行われる教育には、小・中学校や特別支援学校が病院内に設置した学級で行われる教育と、病院に特別支援学校の教員を派遣して行われる訪問教育とがあります。訪問教育を行う際には、病院から場所を借用して教育を行うことがありますが、このような場合も「院内学級」と呼ぶことがあります。

病院内で行われる教育は、児童生徒の病気の状態や病院の実情等に応じて、様々な指導



形態がとられていますので、「院内学級」という用語を使用する際には、このような様々な学びの場に対しても使用されていることに留意する必要があります。

いわゆる院内学級については、「特別支援教育を推進するための制度の在り方（答申）」（中央教育審議会、平成 17 年）において、短期間の在籍であっても学籍移動の手続きが必要となることや、児童生徒数の変動を適切に反映した学級編制を行うことが困難であることなどの課題が指摘されました。

2013 年（平成 25 年）3 月の「病気療養児に対する教育の充実について」（通知）（24 初特支第 20 号、文部科学省）では、「病気療養児の教育について」（平成 6 年 12 月 21 日付文初特第 294 号）により提示した取組の徹底を図ることが求められました。そこでは、病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について可能な限りその簡素化を図ること、特別支援学校、小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導などによる教育環境の整備を図ることなどに留意した適切な対応が必要であるとしています。

### （3） 幼稚園や高等学校における特別支援教育の推進

#### ① 幼稚園における特別支援教育の推進

幼稚園教育要領には「幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること」（第 1 章第 1 節「幼稚園教育の基本」）と示されています。これは特別支援教育の基本的な考え方と近い考え方であり、幼稚園では、特別な支援を必要とする幼児を受け入れ、障害のない子供たちとともに教育を行ってきました。

2008 年（平成 20 年）の幼稚園教育要領改訂では、障害のある幼児の指導に当たって、特別支援学校などの助言又は援助を活用することが示されました（第 3 章第 3 節）。また、障害のある幼児については個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成して、きめ細かな指導を行うことなどが示されました（第 3 章第 3 節）。これを基に、幼稚園では特別支援教育の推進に取り組んできました。

2013 年度（平成 25 年度）に文部科学省が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に行った調査では、幼稚園における巡回相談を利用している園は 74.6%、専門家チームを利用している園は 57.6%と、小学校に次いで 2 番目に多く、幼稚園と障害のある幼児に関する専門機関との連携が推進されていることが分かります。一方、個別の指導計画を作成している園は 44.7%、個別の教育支援計画を作成している園は 32.5%と、小・中学校の半分程度の割合となっており、今後、充実させていく必要があります。

2012 年（平成 24 年）の中教審報告では、「幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である」（2. 就学相談・就学先

決定の在り方について) と示されています。早期からの一貫した支援の実現のためには、幼稚園における保護者への教育相談や保護者との共通理解がますます重要になってくると考えられます。

以上のような幼稚園における特別支援教育の推進は、幼稚園単独では困難な場合もあり、特別支援学校や教育委員会等による幼稚園への支援が重要です。

## ② 高等学校における特別支援教育の推進

2013年(平成25年)の高等学校等進学率は98.4%(通信制課程を除くと96.5%)であり、ほとんどの生徒が高等学校に進学している現状があります。生徒の興味・関心、能力、適性などが多様化しており、高い学力をもつ生徒から小・中学校段階の基礎・基本の学習の定着が十分でない生徒まで学力差の問題も大きいといわれています。また、現行の高等学校学習指導要領では、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会、つまり「学び直し」の機会を設けることを促進することが示されています。このように現在の高等学校では生徒の実態が多様化し、教育課程の編成も多様性が求められているといえます。このような現状の中、特別な支援が必要な生徒が学んでおり、高等学校においても特別支援教育が推進されています。

2013年度(平成25年度)に文部科学省が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に行った調査では、巡回相談を利用している高等学校は39.1%、専門家チームを利用している高等学校は28.2%、また、個別の指導計画を作成している高等学校は24.8%、個別の教育支援計画を作成している高等学校は21.6%と、いずれも四つの校種の中で最も少ない結果となっています。このように高等学校における特別支援教育の体制整備は十分ではなく、特別支援学校や教育委員会等からの支援による推進が必要だと考えられます。

さらに、2012年(平成24年)の中教審報告では、入学者選抜における配慮や、自立活動の内容を参考にした学校設定科目の設定等の教育課程編成に関する検討の必要性が示されています(4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進)。

文部科学省では2014年度(平成26年度)から「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」を展開し、高等学校段階において、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援の充実を図ることと自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究を行うとともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を行っています(図I-4-3)。

## 引用・参考文献

- 1) 中央教育審議会初等中等教育分科会. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告). 2012.
- 2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所. 平成24年度~25年度専門研究B「高

等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－」研究成果報告書. 2014.

3) 文部科学省. 改定第2版通級による指導の手引き－解説とQ&A－. 2012.

4) 文部科学省特別支援教育課. 平成25年度特別支援教育に関する調査の結果について.  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1345078.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1345078.htm)) 2014/8/1.